大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第８条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成１７年９月２０日

宮城県知事　浅　野　史　郎

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂亘理店

亘理郡亘理町字東郷２００番１　外

二　市町村の意見

１　店舗への入出庫の際、近隣道路が渋滞にならないよう周辺交通に配慮されたい。

２　青少年の健全育成のため、閉店後の出入口の管理に配慮されたい。

三　地域住民等の意見の概要

なし

四　縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、亘理町役場

五　縦覧期間

平成１７年９月２０日から平成１７年１０月２０日まで（ただし、閉庁日を除く。）